

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その17）

招集年月日時刻及び場所

平成17年11月18日（金） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

しなやかな信州をはぐくむ会会計責任者	山根敏郎氏
しなやかな信州をはぐくむ会元事務局長	小林誠一氏
しなやかな信州をはぐくむ会会計責任者職務代理者	塚田國之氏

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項

- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項

開会時刻 午前10時10分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項につきまして、証人から証言を求めます。本日、出頭を求めました証人は、しなやかな信州をはぐくむ会会長穂苅甲子男さん、山根敏郎さん、小林誠一さん、塚田國之さん、以上4名であります。

なお、証人穂苅甲子男さんにつきましては、議長から本日の委員会に証人として出頭するよう通知いたしましたところ、お手元に配付しました「証人出頭請求に対する回答書」のとおり、本日はどうしても出席できない旨の通知が議長にありました。

お諮りいたします。穂苅甲子男さんにつきましては、次回以降に出頭を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。なお、出頭期日につきましては、正副委員長に御一任いただけるようお願いを申し上げます。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、山根敏郎さん、小林誠一さんから証言を求めます。

お諮りいたします。証人山根敏郎さんから証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人小林誠一さんから証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、お手元に配付しましたとおり意見の申し出がありました。お諮りいたします。証人の人権保護、証言環境の確保の観点から、証人小林誠一さんの撮影については、証人の宣誓時までとし、証言中の小林誠一さんの撮影については差し控えさせていただくこととしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定をいたしました。これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございました。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力をいただくようお願いする次第であります。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず山根敏郎証人、宣誓書の朗読を願います。

[山根証人、宣誓書を朗読]

次に小林誠一証人、宣誓書の朗読を願います。

[小林証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席を願います。

お諮りします。本日、証人として山根敏郎さん、小林誠一さんの出頭を求めています、お二方を同席の上で証言を求めるとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることになりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する重要な問題について証人より証言を求めますのでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう要望しておきます。

これより山根敏郎証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねします。引き続き竹内委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問願うことにいたしております。

まず山根敏郎証人に私からお尋ねいたします。あなたは山根敏郎さんですか。

山根証人 山根敏郎でございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

山根証人 職業は会社員でございます。

小林委員長 次に小林誠一証人にお尋ねいたします。あなたは小林誠一さんですか。

小林証人 そうです。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

小林証人 会社役員とスノーボードのインストラクターをしております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、竹内委員から尋問させていただきます。

竹内委員 御苦労様です。竹内でございますけれども、私の方から代表尋問をさせていただきます。まず知事後援会しなやかな信州をはぐくむ会、前は長野県をはぐくむ会ということで、平成16年1月30日に名称変更しておりますけれども、以後しなやか会ということで呼ばさせていただきますけれども、その役員をやっていた期間について、それぞれ役職、そして肩書きということで尋問させていただきます。まず小林誠一証人は、事務局長をしていた期間

について、いつからいつまでやっておられたのか、お願いをしたいと思います。

小林証人 第1回目の知事選、5年前にあった知事選の以降、そのあと今のしなやか会の形で再スタートをしたのが、最初の知事選後のほぼ1年後であります。そのときに事務局長という形で始めまして、実質的にはほぼ1年前にはほとんどそちらの方の仕事はしておりませんけれども、正式に退いたのは去年の秋くらいの話であります。

竹内委員 そうしますと、昨年秋、事務局長を退かれたということで、その後、どなたが事務局長をやられているか、御存知でしょうか。

小林証人 明確にこの日というのはいないんですけれども、実質的には去年くらいからは事務局長ということで、吉江健太郎君という人が実質的なそちらの方はしてもらっています。実際には、かれこれ2年近く、彼が主体的に事務処理をしてもらっているはずで、多少そのオーバーラップする期間がありましたけれども、私は約1年くらい前に正式に、正式にと言いますか実質的に退いたということです。

竹内委員 実質的に退いたということは、その後に関しては、その現在の事務長とは何らかの連携と言いますか、この会の運営等については、全く相談とかそういうことはないということで、解釈でよろしゅうございますか。

小林証人 そのとおりです。

竹内委員 続きまして、山根敏郎証人に伺います。山根証人が会計責任者になられたのは、いつからでしょうか。

山根証人 お答えします。今年の1月1日からです。

竹内委員 その前は何か役員をやっておられましたでしょうか。

山根証人 お答えいたします。確か柳沢京子氏が代表になっておったんです、創立は。それから彼女がやめまして、だれですか松本の人は、穂苅さんですか、穂苅さんが会長になっているんです。北信地区の副委員長になってくれないかと。何をやるんだと言ったら、北信地区の副委員長だと。それならやりましょうと。そういうことで私は北信地区の副委員長ということも、副会長ですか、副会長ということもそのとき引き受けました。名前だけで実際はちっとも仕事をしない副会長でございました。

竹内委員 お二人に伺いますけれども、しなやか会には役員会というのがあると思うんですけれども。その構成員になっておられましたでしょうか。まず小林証人からお願いします。

小林証人 役員会の構成員というか、役員会があるときは、顔は出す立場でありました。

山根証人 しなやか会というのは自由連合みたいな、キャンペーンがあるとき寄るというだけです、実は。キャンペーンがない間は何もしないんです。例えばあるところで集会をしたいとかそういうときに、キャンペーンのときだけ呼びつけられて、あとはしないです。だか

らその役員会というのも、そのときの関係者が寄って決めるというだけのことでございまして、実質的な機能というのは自由連合、キャンペーン的な形のある問題が起こるときにキャンペーン組織という形ですね。そのときだけしてあとは何もしていないという、そういう組織でございますから、役員会というのは、実質的な機能というのは、そういうキャンペーンのときにやる有志のグループだとそういうふうにお考えいただいてもいいと思います。

竹内委員 ありがとうございます。それでは続きまして、順次具体的な課題について、時系列を追って尋問させていただきます。県の選挙管理委員会に提出された収支報告書に基づいて尋問させていただきますが、これまでの当委員会で問題になっておりますのは、知事と県職員や各種審議委員が、知事後援会であるしなやか会の費用負担による会合や、ホテルでの人事を行ったことでありまして、この事例が平成15年度に集中しております。したがって、まず15年度に関して、これまで当委員会で具体的にになった課題について申し上げて、以下尋問をしてみたいというふうに考えております。

内容を申し上げますが、平成15年5月23日、六本木の御膳房で行われた知事や團紀彦稲荷山養護学校プロポーザル審査委員会委員長、樋口忠彦県景観審議会委員等と行われた飲食費用を、会食費として5万4,747円、しなやか会から支出していること。同じく同年6月10日付で銀行振込により、5月30日に長野市のカサイライフ、これは「(まる)」というお店でございますけれども、で行われた県職員等との懇親会費用5万5,721円を、当会の会食費として支払ったこと。同年6月19日付で銀行振込により、6月9日に県職員等と長野市のカサイライフで行われた懇親会費用を、会食費として7万2,153円を費用負担していること。同じく同年7月26日付で、同日東京六本木・北海園で行われた知事や本人確認情報保護審議委員と県職員との懇親会費用を、会食費として5万877円を支払っていること。同じく同年8月5日付で、同日東京四谷・今井屋花月で行われた知事や本人確認情報保護審議委員と県職員との飲食費用を、会食費として7万1,850円支出していること。同じく同年8月12日付で銀行振込により支払われた、8月7日に長野市のカサイライフで行われた知事と県職員、民間人との会食費として6万9,704円を支出していること。同じく同年8月18日に軽井沢の万平ホテルで行われた公共事業入札等適正化委員会の鈴木満氏と知事との会食を伴う会合の費用、1万3,514円をしなやか会が支出していること。同じく同年8月28日、六本木の御膳房で行われた県出資等外郭団体見直し専門委員会委員と知事及び県職員との飲食費用を、会食費として12万2,430円支出していることとでございます。

これは平成15年だけのことを系列で挙げさせていただいたわけですがけれども、まず小林証人に伺いますけれども、こうしたことをしなやか会が支出したことを御存知でしたでしょうか。

小林証人 細目についてははっきりわからないんですけども、今、県の選管に届け出た収支報告書の記載されている範囲に関しては、拠出しているものと思います。ただ、今、委員がおっしゃったその内容に関して、どなたか会って云々ということに関しては、当然記載がないものですから、記載がされている範囲ではそのとおりの支出があったと考えております。竹内委員 山根証人に伺いますけれども、おそらく当時ではないので御存知ではないと思うんですけども、こうしたことについて、何か相談を受けたり、何か知っていることがございましたら、お答えをいただきたいと思います。

山根証人 お答えいたします。私は去年の暮れにそういう話、なってくれという話で、それまでのこと、具体的にどういうことがあったか全然知らないんですけども。それ以後、私は厳しく、具体的に私が関与する以上は一件一件厳しくやっぱり問題をチェックするという形で私は管理をしまして。少なくとも私が関与してから、おそらく2万円以上の宿泊料もなければ、5万円以上の会合の費用も一切ない、ゼロで私はずっとその後はやっているつもりでございまして。それ以前のことについては、私に言われても、おそらく報告が出たということでございますから、それはおそらく出た費用ではないかとは思っておりますけれども。具体的にそれがどういうふうな経緯でだれとということについては、全然不明でございます。わかりません。

竹内委員 小林証人に伺いますけれども、今のお話は、収支報告に出ているので支出したことは間違いなしでしょうということでした。これらの支出の中身等については、認識しておられましたでしょうか。目的、支出のですね。

小林証人 支出そのものは、会計そのものは、最初、柳沢京子さんがやっておったときは長野に通帳と判こがあったんですけども。松本の穂苅さんが会長を受けられてからは、穂苅さんの手元に通帳と判こが行っておりましたものですから。実質的な平成15年当時の、その支払いの実務、通帳からお金を拠出する作業そのものは、松本の事務所に当時事務員もおりまして、実務的にはそちらでやっていたというのが実務です。

それで片方そういう実務があって、もう一つその、今、委員の方からお話が出たのは、大半は田中康夫さんが使われたというか、の費用なんですけれども。私が長野にいる関係でその取りまとめはやっておりました。私としては、その取りまとめる段階で、取りまとめて松本へ送って処理をしていたわけなんですけれども。取りまとめる段階で、記載事項に必要な項目は、例えば支払い先とか、日付とか、当然金額も含めて、明確に確認したんですけども。具体的に、だれと会ったというような内容については、全く聞いていません。以上です。

竹内委員 取りまとめを行っていたということでございますけれども。ですから取りまとめというのは、その領収書や請求書が小林証人のところに来て、それを整理をして松本へ送っ

ていたとこういうことだと思っんですけれども。これはどなたから、ですから指示されて、例えば請求が来るとか、あるいは領収が来るということは、店から直接来るのか、あるいは知事から直接来るのか、連絡があるのか、その点の事実的な経過はいかがですか。

小林証人 田中康夫さんから直接領収書とか、場合によっては請求書をもらったことが大半です。あと、例えばちょっと不手際というか、請求書がきちり出ていないものなんかは、直接私が請求書を送ってもらったのもわずかありますけれども、大半は直接私が本人から受け取っておりました。

竹内委員 そうしますと、今はこうしているいろいろなことが問題になっているわけですが、その中身について、これこれ、これ使ったんで後援会の方で払ってくださいよというような形の中で、知事から直接指示があったということによろしゅうございますか。

小林証人 簡単に言うとそういうことです。指示というか、こういうことでお願いできないかとか、そういう支払いの依頼というような形であったというふうに私は理解しております。

竹内委員 そのとき、支払いというか支出の目的等については何か説明がされて、そういう指示が、指示というか、お願いするよというようなことはあったということによろしゅうございますか。

小林証人 おおよその説明、宿泊費とか会議費等、この説明は聞いたことはいくつかありますけれども、具体的なその内容については、当時、マスコミにもいろいろお話ししたことがあるんですけれども。田中康夫さんというのは知事という政治家であると同時に首長という立場もあるものですから、あまりその細かく内容を必要以上に聞いて、ある意味何て言うんですか、普通、後援会だから知り得たようなこと、普通だったら知り得ないけれども後援会だから知り得たというようなことがあってはいけないというような形で、あえて深く聞かなかったと。もともと会の趣旨として、田中康夫さんの政治的社会的活動を支えるというようなことが前提なので、そのための支出ということで、彼が必要とする政治的社会的活動の費用の一環として支払ったというふうに理解しています。

ですから、そこら辺、今ちょっと申し上げたように、その政治家としての部分と、それとどうしてもその裏表で行政のトップとしての部分があるものですから、あまりその内容については深入りしないとか、必要以上の立ち入りは逆にしないようにしてきたということです。

竹内委員 そうしますと、知事からその依頼された中身について、これはだめですよとか、支出できませんよとか、お断りしたケースはございますか。

小林証人 あまり個々についてはよく覚えてないんですけれども、全くなかったとは言いつ

れないんですが。いくつか、例えばその一つだけ持ってくるというようなことは当然ないので、何枚かこうまとめて受け取ったりしていたんですけれども、そのときにざっと見て判断していたんですけれども。断ったというか、会の方から全部出したかと言われると、一つか二つは、何て言うかな、除いた分もあったかもしれませんが、ちょっと記憶にないです。

竹内委員 そうしますと、支出するかしないかに関しては、事務局長である、知事から依頼されて事務局長である小林証人が判断をしていたとこういう解釈でよろしゅうございますか。

小林証人 取りまとめの役割ではやっていたんですけれども、最終的には通帳と判こは松本にあって、実質的には会長さんが穂苅さんになったときに、穂苅さんが責任を持って管理するというような形でいっていましたので、当然、松本の事務手続をする上では穂苅さんもチェックと言いますか、目も通されているはずですので、私がただ一時的にそのフィルターと言ってはちょっと言い方が適切かどうかわからないんですけれども、収支報告を出す時点で問題がないであろうという程度の判断はしておりました。

竹内委員 そうしますと、収支報告を見る限り、その小林証人の手元を通ったものが最終的に、実質的には報告されているという解釈でよろしゅうございますか。

小林証人 全部とは言えないんですが、大半そういうものが多いと思います。

竹内委員 続いて、小林証人に伺いますけれども。提出された領収書の記録の中には、クレジットカードなどで支払われているものがございます。これはしなやか会としてクレジットカードを保有して支払っていたのかどうか、この点についてはいかがでしょうか。

小林証人 しなやか会はクレジットカードを持っていなかったはずで。支払いは、田中康夫さんの個人的なカードで支払って、領収、その支払い行為はそれとして、実際には会の方へは領収書をもらって、その領収書相当額を田中康夫さんに差し上げていたはずで。

竹内委員 はい、わかりました。そうすると、田中知事の個人のクレジットカードで支払いを済ませて、そのときに領収をいただいて、知事にしなやか会から要するにその立てかえた分が行ったとこういう解釈でよろしゅうございますか。

小林証人 一々、これは田中康夫さんの個人のクレジットカードで払ったんですねと確認はしていないんですけれども、おおむねそのはずで。

竹内委員 そうしますと立てかえたものが、知事がクレジットカードで立てかえたものが、知事のもとにしなやか会から振り込みでいくのか、そういう事務的処理が、現金で渡すのか、されていると思うんですけれども、その点についてはどんな処理がされていたんでしょうか。

小林証人 具体的には私の方で取りまとめて、中身がいろいろなもんですから、領収書で来る場合と請求書のものもあるので。それを仕分けして表にして松本へ送って、田中康夫さん

の立てかえ分については、私の方に振り込んでもらうなり、私がもらいに行くなりして、私の方から田中康夫さんにお渡ししていました。

竹内委員 わかりました。それから、これらの支出は、収支報告書においては政治活動費中の組織活動費、組織対策費として処理されておりますけれども、その理由はどんな理由からそういう処理の仕方になっているのでしょうか。

小林証人 実はちょっと私自体は、その収支報告書の作成には携わっておりません。松本の事務方の方で最終的につくっております。ただ、科目の処理なんですけれども、委員も御存知だと思っておりますけど、実は私もその政治資金規正法なりあの手のものの解釈に関しては非常に難しいし、法律自体がはっきり言うと非常に何とでも解釈のしよようによってなるような内容があって、実際に同じ会議とって、その会議費用みたいなものそのものが項目にはないですよ。ですから、しかもその一般的な活動の振り分けも非常に、はっきり言って名目がつけばどこへ持っていってもいいというのが政治資金規正法なので。おおむねこら辺が適当であろうというような形で、私自体は組織活動費等の振り分けでおおむね間違いではなかったとは思っております。ただ最終的につくった人間ではないものですから、責任を持った、その部分での会としての回答はできないんですけれども。

個人的には今の政治資金規正法の状況からすると、科目の振り分けに関しては、私もちょっと法律自体どうかなと思っておりますよ。今の政治資金規正法及び収支報告書の書式及び内容からいったら、あんな程度と言っては悪いんですけれども、あのような処理しかできないんじゃないのかなと、個人的には考えています。

竹内委員 そうしますと、最終的に収支報告書を提出する前に、事務方の方がやられて、その役員さんの中ではどなたが最終的に確認をされて、選管の方には出すとこういう仕組みになっていたのでしょうか。

小林証人 松本の方に行ってから、多分提出先が松本の地方事務所であったと思います。それで松本の方でまとめて、あと穂苅会長がごらんになって、あと会計責任者が当時は塩沢さんであったと思いますので、当然、方向性が出た段階で塩沢さんが当然確認されて、その後、松本の地方事務所へ提出したという順番だったと思います。私も塩沢さんには、長野にいる関係から送ってもらって、塩沢さんのところに書類を一式お持ちした記憶もあります。

竹内委員 それで、先ほどの組織活動費の中に、政治活動費という一区切りの中に入っているということに戻りますけれども。会合に出席した皆さんの中に県職員もおられます。公務員が行う飲食費用を、特定の政治団体の政治活動の組織対策費として処理されているということは、これはかなり誤解を生むということで、このことについては、処理のときにどういうふうに思われましたでしょうか。

小林証人 先ほども言いましたように、その出席者及びだれとどういう会合をしたということとを全く聞いておりませんものですから、会議なら会議どまりの話なものですから、その県職員云々というのは新聞に出てから私もわかったような状況ですので。具体的にはちょっと今の御質問には何ともお答えしかねるところがあります。

竹内委員 わかってから、今はどういうふうに思われますか。そういう処理が結果的にいいのか、悪いのか。

小林証人 実際に今の法律的な話をすると政治資金規正法自体が非常にざる法で、かなりいいかげんな法律だと思っています。ですからそれそのものを厳密に突き詰めてその内容の適応性を議論すると、あちこちつじつまの合わないところだらけになってしまうんですね。委員のおっしゃっているのは、多分その、公務員が出席したとしたらそれはどう思うかということなんですけれども。それはちょっと実はその政治課題的な話になってきちゃうもので、今ちょっと私がこの立場でいろいろ発言するのは難しいんですけども。

ちょっと法律論の解釈の問題になってきてしまいますので、一つにはその何て言うんですかね、行政の延長線上としてその会議をやったのか、政治家田中康夫としての勉強会もしくはそのようなものの延長線上でやったのかということによって大分解釈が変わってくるような気はします。

ですから、そこら辺が実は私も感じるんですけども、知事職とか首長職というのは、行政の長とある部分と、選挙で選ばれる政治家という部分との線引きがいつも微妙なところなものですから、ではどちらでではこのあれはやったんだいということになると、例えば田中康夫さんの政治的な勉強会なり、あるいはその集会なりで、そこに県職員も顔を出してもらったけれども行政の延長線ではないからということの解釈が立つような場面なのか、あるいは単なるその行政上の仕事の、昼間通常にやっている事務仕事の延長線上なのかというようなことで、ちょっと大分解釈が違ってくるような気がします。明確な答えにならないんですけど、私も実はその中身でどのようなことがどう話し合われたかというのはわからないものですから、そのくらいの回答しかできなくて申しわけありませんが。

竹内委員 その後、当百条委員会ができたようなこともございますし、いろいろなことが言われているわけですが。ただ、これらの行為そのものが職務規律、県のですね、国には国家公務員の規則がありますけれども、地方公務員法の第33条に規定されている「信用失墜行為の禁止」、要するに県職員に対する信用ですね。そうしたものにも抵触する可能性が当然出てくると思うんです。それと同時に、公職選挙法第199条の5の第1項、「後援会は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。」ただし書きがありますけれども、「ただし、当該後援団体がその団体の設立目的により行う

行事または事業に関し寄附をする場合は、この限りではない。」と規定していますけれども、こういう法的な解釈も含めて、いろいろととりようによって疑いが持たれるということになるんですが。今現在そのことを知ったので、重複することになるかもしれませんが、端的で結構なんですけれども、そのことに関してはどう思われるでしょうか。

小林証人 公務員法は中身をちょっとよく存じ上げていないので、何とも言いかねるんですけれども。そこはやっぱり何て言うんですかね、それぞれの会議の位置づけというものの問題がやっぱり一つはあると思います。例えば田中康夫さんが日々の行政職のトップとしての仕事を遂行するのに、はっきり言ってお勉強不足で勉強したいからちょっと知恵を貸してくれということであれば、これは個人的な話になったり、あるいは政治的な活動になるかもしれないですし。そういうことに関して言うと、その公務員法云々という部分については、やはりその位置づけがあるいは必要であったかもしれません。ですからそれはもう御本人が、あるいはその御本人及びその公務員の方がどのような立場でその会に臨むかということだと思います。ですからその、俺はこれがよくわからないから教えてくれというような話のものかどうか。それはちょっと何とも、内容がわからないので何とも言えませんけれども、まずその公務員法云々ということに関しては、やっぱりそういう部分がちょっと一つ必要、あるいは大事だったとは思いますが。

それとあと、後援会としての有権者に対する寄附行為等についてなんですけど。これもやはり何て言うんですか、その法律の解釈するところによって大分ちょっと実は変わってくると思います。当然この地方自治法第100条に基づくこの百条委員会もそうなんですけれども、前段の法の設立趣意みたいなものがありますので、そこら辺からでは全体を眺めるのか、あるいはパーツパーツで眺めるのかということに関して、全然方向性が変わってくると思います。ですから当然、今回その寄附を目的として別に県職員が出席する会議の費用を後援会が払ったという結果ではないので、その寄附をもってという部分に関して言えば、この間の醍醐さんたちが、いや寄附するつもりはあった、ないというような話になってくるものですから。寄附の定義からすると、当然後援会としては寄附をする意識を持っていないものですから、まずその部分がはずれるということと、それと公選法上のもともとの定義から言うと、ある特定の人間を当選させるをもって、あるいは落選させるをもって云々というような前段の部分から眺めちゃうとはるかに離れちゃうんですけど、パーツパーツから見て、ではその個人的に部分的な現象を見て、その公務員が、県職員が出席したんじゃないか、あるいは県民が出席したんじゃないか、それに対して後援会が金を出したのは寄附行為じゃないかということ、またちょっと違う景色になっちゃうということだと思っただけです。

ですからその、一つの現象を見て全体にどうだった、お前の感想を言えといったら、その

人がどっち側に立っているかによって大分状況が実はやっぱり変わったものになっちゃうんじゃないのかなと、そんな気が実は今しているんです。

竹内委員 山根証人に伺いますけれども、今までのことも含めて、基本的な、こういう結果として当時はかかわっていないんですけれども、後援会しなやか会自体の支払いによって、言ってみればこういう疑惑を招き、そして結果的にその負担したものを逆に返却するというような、言ってみれば信用に対する一つの失墜と言いますが、そういうことも持たれているということを生んでいることについて、どのように思われるか。

また、しなやか会の規約の2項には、「この会は、田中康夫の社会的、政治的活動を支援し、会員相互の連帯、親睦を図る」ということに目的はうたわれているわけです。そうしたものと、今回この出てきている課題について、問題について、合致するのかどうか、どのような考え方を持っておられるか、お聞かせをいただきたいと思います。

山根証人 お答えいたします。まず実はしなやか会のこの収入と支出、両方を見ていただければわかるんですけれども。実はこの収入というのは、団体とか組織とか、無論その中に法人も入っております。会社も入っております。一文もお金をもらってないんです。全部個人がこの、所得税から、みんな市民税を払った残りのいわゆる可処分所得のうちから払っているお金。私もやっておりますけれども。一文ももらってない組織でございますから、本当にお金ももう血の涙ぐらい尊いお金です。どこかのところは1億円をぱんと放り込んでくれるとか、いっぺんパーティをやれば何億円入るとか、そんなところと全然違うんですから、本当につめに火をともしたお金を集めたお金です。そういうわけでございますから、だから私は、そういうお金ですから本当に有効に使わなければいかんことです、まず第一に。

そしてその、先ほど一連のことを言われましたけれども、例えば私はその中では公職選挙法云々という問題で第199条の5の第1項に対して県の見解が出ておりますけど、あれは私は間違っていると思うんです、私は、あの県の見解については、私は承知しかねます。一切その寄附はしてはいかんです、あらゆる団体に。私ども一連のいろいろしましたけれども、一切寄附はしてないんで、私どもとするとそれこそあるように、有効な政治活動の支援のためという形でお金を出したのであって、絶対私どもはこれだけは寄附で出したという概念、ただし云々ではない。私は寄附は一切していないということだけは、私は責任を持って言えるというふうに感じているわけでございます。

それともう一つ、私は現実に一連のたくさんのお金が出た。今、一部県のところで言われた代金が。私は根本的に、こんなに乏しい財政の中で東京なんかでパーティをやれば長野でやるよりも3倍も5倍もかかる、すべて。東京で1杯やるのは高いです。何やったって、泊まったって高いです。問題にならないです。そういうところでそもそもやることはけしから

んと、私は実はあとの段階で見て、私は怒り心頭に達しました。そういうことは、私はもう嚴重に布告を出して、一文でもやってみろ承知しないぞという形で私は厳しくセーブした。そういう姿勢でございまして、若干そういう点について、よくわからないものでございざやった点も一部あるかと思ひます、実は、

ですから私、例えば今返してもらった云々について、一体これはどうするんだという話が出ておるんです。それについて、私はちょうど一番最初にその話も実は聞きました。私が12月の早々に行ったら、私はいくら引き受けるといったって、全然わからないでは困るじゃないか、一体どうなっているんだと。そうしたところが、大分県の方からお金が返って来ているという話、そしてそれを最初寄附だということを言ったから、何が、とんでもない寄附だと。とんでもない話だと。本来から、企業会計からいけば、私は企業会計はある程度やっていますけれども、原価の戻しだと、原価の戻し。これは原価ではないけれどもね。原価の戻しだから、立てかえ金が戻ったようなものなんだと。そもそもこの処理がおかしいんじゃないかと。しかし、こういうふうな選挙会計だと立てかえ金戻しというのは、バランスシートの形にきちんとならないものでね、出放しの形です、率直に言って。企業会計は最終的にその利益と計算しなければならぬから立てかえ金で処理してきちんとするんだけれども、立てかえ金でも何でもなし、ずるずるの形でやっていたからこういうことになってしまつて、本来からいけばその中であればこれは立てかえ金にして、戻ったときは立てかえ金を消せばいいんです。そういうふうなこともしないで、最後困り抜いてしまつてどうしようもないから、そもそもその他の収入なんていうのは、紙くずを売ったお金とかね、銀行の利息とか、そういうものがその他の収入なんです、本来はね。

だからやむを得ない、どこにもないからそういう形にしたという形も含めて、私は処理について若干一部まずい点もあつたし、それからいろいろの費用の出し方について、明らかに行動としては、知事の、田中康夫の行動の、施策とか主張を支援するための行動というふうには私も認識するけれども、やり方について一部まずい点もあつたと、私はそう思ひます、率直に申し上げて。そういうふうなことの反省の上に立つて厳正にしていかなければいけないし、私はそういう点でもしかどうしてもまずいということになれば、私は過去にさかのぼつて選挙管理委員会の届け出の、お金の出入りは間違いないです、率直に言って。だからいろいろ修正とかそういうことについては、私はやってもやむを得ないというふうには思ひます、率直に申し上げて。

そういう点で、今、無論小林さんもこれ、今聞いておつたけれども全然そういうことは素人です。素人でわけがわからんから、ああいう変なことを言ったと思ひますけれども、私は変なことだと思ひますけれどもね。しかし、その根本精神としてはそういう形で、私はやっ

ておったということだけ、特に本当に血の涙のようなお金しかもらっていないですよ、本当の話。みんな税金出して動いている。だからそういうふうな人たちのあれを私は考えて言っています、税務署にも申告しろと。税務署に申告するから間違いないから、絶対にそのごまかせない。みんなおそらく税務申告をいうようになればわかるから、寄附した人については、そこまで厳正にやっておったつもりなのに、支出の方ではバラ抜けしておったことについて、私として若干申しわけないと思っていますけれども、この点については、基本的な一部そういうふうな不手際はあったかもしれないけれども、根本精神としてはいささかもそういうことなしにしておったということ。

そういうふうなことについて、これが私ども具体的にわかったのは、醍醐さん以下の人がお金を返してきました。その中で、これは一体何だということですり合わせる中で実はわかってきたんです、率直に申し上げてですね。そういう点が実は若干ルーズだったと。醍醐さんの言うことを私も慌ててどういうふうなことを言っておられるかと思って調べたら、そのとおりだと思います、率直に申し上げて。そういうわけでございますから、そういう点について、必要があれば私どもとすると、修正もするし、それからそういうことについてのやっぱり処理をきちっと私はし直してやりたいと思っております。そういうのが私の今の、一連の経理の中の中身でございますし、そういうふうな形で確実に庶務をしていきたいと思っております。以上です。

竹内委員 続きまして、5月23日、先ほど申し上げました六本木の御膳房で行われた知事と團紀彦稲荷山養護学校プロポーザル審査委員会委員長、樋口忠彦県景観審議会委員等と行われた飲食費用に関係ですけれども、これ、しなやか会で支払ったわけですけれども、これまでの知事の議会答弁などをお聞きしてしまして、小林誠一証人も出席しておられるということですが、小林誠一証人がほかにもこうした会合に知事と一緒に出席していたという事例はございますか。

小林証人 今、確か御膳房ですか、そちらの方は、まだそれぞれがそれぞれの立場に就任する以前のころの、ちょっと昔の話だったような気はします。おぼろげながらその会に出席していた覚えはあります。

あと、いろいろな関係で、実は東京の方でも田中康夫さんとは会っていることがありますので。ただ個々の事例については、どれがどうだということまでちょっとはっきり覚えていないものですから、具体的にはちょっとこれ以上ははっきり申し上げることはできないんですけれども、東京では数多く会ってはいました。

竹内委員 これは、先の醍醐委員の第三者機関、審議会ですね、について、そういう霞が関でもいろいろと経験があるけれども、しかし長野県の場合に第三者と言えるような、親密す

ぎて問題があるということで指摘があったわけですが、そういうこともあるのでお聞きしたいんですけれども。この5月23日の、先ほど申し上げた会談の内容というのは、どういう内容だったんでしょうか。

小林証人 先ほどの御膳房の話ですか。初めて会ったんだと思うんですけれども、一般的な話だけで、世間一般的な当時いろいろなニュースになっているようなこととか、そのくらいで終わっちゃっているような気がして、今、全然その内容については全く記憶にありません。ただ、とりたててこれといったような内容もなかったような気がします。

竹内委員 その後、技術等発注の関係ですね、検討委員会とか、稲荷山養護も当然審査会ができてきているという経過がありまして。そうした意味でいきますと、そうした打ち合わせと言いますか、そういう中身ではないかなというふうに思ったんですけれども、その点、記憶ございませんでしょうか。

小林証人 私自体もはっきり覚えていないんですけれども、多分田中さんも初めて会ったんじゃないかなと思うんですね、その先生に。ですから、とても具体的な、何だかんだの話があったとは思えないんです。内容については全く覚えていないです、はっきり言って。

竹内委員 ほかに東京で知事と懇談する機会があったということ、先ほどおっしゃいましたが。その場合の旅費や宿泊費用、小林氏とか、あるいは相手の、会っている、会談している人の中身については、これはどこが負担したんでしょうか、しなやか会で支出したということによろしゅうございますか。

小林証人 実は私と田中さんが一緒に東京へ出るとか、一緒に行動するということはあまりなくて、たまたま東京で会ったり、私が私で行っていたりすることの方が多かったものですから、移動とか宿泊に関しては、全部私が自分で手配して、自分のサイドで処理していました。ですから会からは出した覚えはないんですけれども。私もですから田中さんの手配もしたこともないし、当然田中さんが私の分までやるということはないはずなので。行動はそういう形で別々でした。

竹内委員 そうすると、小林証人はボランティア的に自分で切符を買って、そして旅費で行って、あるいは違う仕事でたまたま行っていたときにお行き会いをしたと。ですからしなやか会からは、そういう旅費等は負担されてないということによろしゅうございますか。

小林証人 選挙運動をやったのが最大のボランティアで、あれに比べると、月に1回か、年に5、6回東京に、もし行ったとしてもそんな程度だと思うんですけれども。その費用を下手にもらうよりは、私のプライドからしたら一銭ももらわない方が格好はよかったですよね。ですから、その選挙中、選挙の1回、2回にわたる選挙の2カ月つき合った、あの大ボランティアを考えれば、そのボランティアを東京の移動費や宿泊費で帳消しというか、するつも

りはないという、そういうような自分のプライドもあったんですよ。

竹内委員 わかりました。続いて、これまでの15年度の収支報告について、記載されるのは5万円以上ということになりますけれども。その中で、ほかにもカサイライフ、先ほどの「(まる)」というお店ですね。それから東京の飲食店に支払っているケースが多々ございます。それは、今まではたまたま先ほどのようにお金が、会費が返されたり、あるいは違った件でわかってきた中身が、先ほど冒頭申し上げた中身なわけですが、これから申し上げますけれども、そうしたもので、ほかにも職員の皆さんと一緒に飲んだケースとか、各種審議委員と一緒に飲んだケースでおわりのものがあつたら、教えていただきたいと思えます。

まず平成14年11月18日、長野市カサイライフ8万9,773円、これ銀行振込になっております。それから平成15年2月24日、会食費カサイライフ、これ長野市にありますけれども、7万1,270円、銀行振込。3月12日、これもカサイライフ、8万2,000円、銀行振込。それから5月9日、これは六本木の日本料理小山というところですが、11万5,416円、これは領収書がありますから直接支払ったと思えます。それから5月10日、六本木の同じく日本料理小山、11万607円、これも領収書がございます。それから5月15日、日本料理小山、六本木、15万1,987円、これも領収書がございますから現金だと思えます。それから6月3日、日本料理小山、これは港区と書いてありますが、ちょっとこれ名前違ってはいますかね、小山というところですが、12万9,323円、これも領収書がありますので現金だと思えます。それから6月13日、虎ノ門、青柳、12万8,782円、これも領収書がありますから現金だと思えます。それから6月24日、カサイライフ、6万9,776円、これは銀行振込。それから8月7日、6万1,719円、これがカサイライフ、銀行振込。それから12月18日、カサイライフ、5万5,705円、銀行振込。

ですから今まで大体カサイライフとか、東京で審議委員の皆さんと懇親したケースに似たケースで、これだけまだわからないものがあるんですけれども。それについて、おわかりでしたら教えていただきたいというふうに思えます。

小林証人 今、委員がおっしゃったのは、具体的な、だれとというようなことだと思えますけれども。先ほどの15年度のお話と同じでして、その内容については全く確認しておりません。ですから、だれと云々ということは、今すべてのものについてわかりません。

竹内委員 それで、これは私どもの方で資料請求したときに、個別具体的なものを明かしていただかなければ答えるあれもないということで、しなやか会さんの方から文書をいただいております。こういう似たようなケースとしてあるのであれば、ある程度しなやか会さんとして、疑惑を持たれている以上、それを晴らすために自己内で調査をされて、こうした委員

会なりにそういう記録を提出する意思はあるかないか、これは現在の会計責任者である山根証人、どんなふうにお考えでしょうか。

山根証人 お答えいたします。私どもは、この、今一連のたくさんの経過が出されましたけれども、これはすべて田中康夫の施策と主張を最も有効な形で遂行するための必要な費用というふうに認めておりますので、それについてのあれはいたしません。

竹内委員 何と言うんですかね、これ、そういうものが、ほかの事実で出た事例の中で既に返却したり、そういう事例として起きてしまっているということで、これはそういう中身として結果的にどうなるかわかりませんが、そういうものを持たれていることに対して、自主的にそういうことを解明して明らかにするという意味のことを申し上げているんですけれども、いかがですか。

山根証人 これは、既に2年以上前のことをごさしまして、それについておっしゃるようですけど。私どもができることは、過去についてはそういうふうにしておりました。今から私が担当する以上、一文といえどもそういうことを許さないと、私はそういう点で今厳しくしておまして。今度のやつを見ていただければわかると思いますけれども。そういうことは、私ども確実にいい形に改善されておるということを、私は自分の意思を持って皆さんに御宣言できると思います。それで御理解いただきたいと思っております。以上です。

竹内委員 それはこれからのお話ですし、確かに、あとでお聞きしようと思ったんですけれども、平成16年度からはそうしたものは一切、報告には載っていないわけですね。だからそれはよくわかります。ただ、今までそういうふうに、現にこうして委員会が設置されたり、そういう事態になっているときに、やっぱり自主的に、過去のことであってもそうした対処をすべきと考えるわけですが、その点、もう一度証言をいただきたいと思います。

山根証人 具体的な案件の事実関係も私わかりませんが、少なくとも過去のことに、私としては、今のお伺いした話以上のことを私どもとしてはそういうことがあったのかなという話を聞いているだけでございますからね。それについては、私どもは、しかるべき対応は私どもする、そういう具体的な行動でそれは私どもとしてはあれですが、そういうふうな、私どもとすると、一連のそういうふうな形の、3万円、5万円という形がたくさん出ておりますけれども、そういう活動は、基本的には一貫して田中康夫の施策と主張を有効に推進するための必要な費用であったと私ども認識しております。以上でございます。

竹内委員 それから、先ほど申し上げた事例は5万円以上ということなんですけれども、これ小林証人に伺いますが、明らかになった中には、5万円未満であってもそうした事例がいくつか出てきているわけですが、この収支報告書ではおそらくその他の支出という項目の中にそうしたものが入っていると思うんですけれども。そうしたもののうち、今回問題

になっているような同様なケースがあったのかどうか、その点、事実を御存知でしたら教えていただきたいと思います。

小林証人 ちょっとその他というか、最終的な分類分けはタッチしていないので、ちょっとわかりかねます。

竹内委員 それから当委員会のこれまでの証言の中で、平成15年8月12日に支払われている長野市のカサイライフにおける会食費の6万9,704円、これ先ほど申し上げていないんですが、これは、当初私も本人確認情報保護審議会委員の3名の皆さんと、岡部英則氏や知事、松林憲治氏、あるいは民間人2人ということの解釈をしておったんですが、その後の中で、実際には8月13日のダルドージュというところで行われたということがわかりまして、この、ですから8月12日付のカサイライフで振り込んでいるものについても、ちょっとまだ疑問点があるわけですが、この点については、何か御存知ないでしょうか。

小林証人 疑問点というと、というのは私が把握している範囲では、そういう領収書というか、書類的な事実で処理しているものですから、内容に関してはちょっとわからないということ。

竹内委員 と言いますのは、松林氏は「総額は既に提出されている記録のとおり、6万3,472円で、出席者9名、1人当たり7,053円を平成17年4月4日に返却した」としているんですよね。それで岡部氏は金額がわからないから返済していないというふうに証言しているんです。そうしますと、これ収支報告の中には、平成15年度の中には、この支出の6万3,472円という金額は記載されていないんですよ。そうすると記載漏れということになると思うんですけども、その点いかがですか、当時処理したのは。

小林証人 実はお金を返す、返さないという問題は、実はあとから出てきて、会の会計はその前に終わっちゃっている話なんですよ。会の会計というか、その方から見ると、領収書とか請求書とかそういうものの積み重ねででき上がってきているわけなんですけれども、その内容について、あとから、いや実はあれがこうだったんだよという話が出てきたのが、今のお金を返す、返さないの話なんですよ。ですから、それがどの会でどうだったというのは、その御本人たちしかちょっと知らないんですよ。では、間違いなくこれがああった、こうだったという、実はあれ金額が違うとか、それは、実は今までちょっと私の知っている範囲では聞いたことがなかったので今初めて聞く話なんですけれども。

ちょっとあとから出てきた話の、そのお金を返す、返さない話が、もともとの会の方の報告書と整合性がないと言われても、ちょっと私の方から何とも言いようがないです。

竹内委員 要するに15年度の収支報告に6万3,472円という金額で、支払い先も含めて記載が入っていないということなんですよ。報告がないということ、だからこれは証言の中でこう

いう金額が出てきて、しかもダルドージュという場所でやりましたという話になっているものですから、要するにそれは、記載がないということは記載漏れでしょうという意味なんです。そこのところは、これ、処理を今後どうするかということも含めて考えなければいけないと思うんですけど、いかがですか。

小林証人 今、その東京の方のその場所の名前はちょっと私よく覚えていない、全く記憶にない名前なんで。でも、どうなんでしょね。こちらの会の方としたら多分、領収書なり請求書なり何もなかったから載せてなかったの、それと、あるいは東京の方でやったその話がどこかで混同しちゃっているのかどうなのか。だからその記載漏れとかそういうんじゃないんで、委員の人たちが会った云々、それをまたあとで返した、返さないの話そのものが、必ずしも会の帳簿と合わない可能性がありますよね。それをどう処理されたかは委員の方々も御存知ないと思うので、場合によったら処理しなくていい場合もあるので、そうすると、それは別に記載漏れにもならないは、ならないんですよ。

最初からそういう会の方として処理してくれという要求がなかったり、書類的なものがない以上対応をしきれないので。例えばだれかがそのお店で払って、あとで委員の方が勘違いして、会が払ったと思って返したのか、ちょっとそこら辺はよくわかりません。逆に委員の方々によくそれは実態を調査して、こちらにというか、会の方に聞かせていただきたいような感じの話です。

竹内委員 長野市内のダルドージュという店なんです。それで、なぜこういうことを聞かされると言いますと、同じ年度で返しているわけではなくて、返しているのは、平成17年4月4日に返却したということですから、15年度は15年度で収支報告が済んでいますので、それは記載漏れではないかと。この点について、先ほどの話と一緒になりますけど、山根証人は現会計責任者ですが、これを調査して処理する、過去のことですけれども、処理するお考えはございませんか。現在の会計責任者として、いかがですか。

山根証人 金額で出たことだけは間違いありませんから、絶対に間違いなく出ておりますからですね、そのもしか、先ほど申し上げましたように、立かえ金であれば立かえ金に計上し直すだけです、立かえ金であればですね。そして後ほど皆さんからいただくということになるし、そうふうな処置が、私はもしするならばいいかもしれないけれども。少なくとも行動自体というのは、全部これは、田中知事の、田中の施策と主張を遂行するための費用だから、私ども、などについてはそれで一貫して行われているから、これについては、一切内容については異議はないというふうに私は判断しております。

竹内委員 そのことをお聞きしているのではなくて、平成17年というのは今年ですよ。ですから、今、山根証人が会計責任者をやっているときで。この費用を、15年のときの費用を

17年の4月4日に返却しているものですから、返済をしているということです、しなやか会に。ですから当然その関連性の中で、過去のことも含めて処理をする必要があるのではないですかと。

しかも、その当時記載漏れだということは、実際には記載、支払ったかどうか、支払ったと言っているわけですが、しなやか会が支払ったということになっているわけ。ただ記載がされていないわけですよ。ただそれを、支払っていないものを、今また受け取るということになると、これまた趣旨がまたおかしくなってくると思うんですよ、本人の返却した。受け取る側もおかしくなってしまうし、その理由が。だから当然、今返されるお金、17年度に返されるお金というのは、当然どういう経緯の中でお返しをするのか、そのときの会合はいくらで、トータルの費用がいくらかかって受け取ったのかということが、今の会計責任者としては、やっぱりわかって処理しなければいけないのではないのでしょうかということも申し上げているんです。いかがですか。

山根証人 それについては調査しますけれども、今の経過を見ると、もうだれかが払ってしまったんですね、もう15年のときに。それでも済んでしまっているんです。しなやか会ではないだれかが払ってしまっているんです、だれか知りませんが、多分ね。そうしか考えられないですよ、これ。だれかが払ってしまっているんです、きっと。私、これ想像です、ではないかと思うんですが、想像ですからわかりません。だれかが、やった人が払ってしまったのか、ちょっとそれはわかりません。想像です、私の。

竹内委員 だれかが払ってしまったかどうか、あるいはしなやか会さんが出しているかどうかは別として。今年になって7,053円を、平成17年4月4日に松林憲治氏からしなやか会に返済しているわけですよ。もしそれがしなやか会で支払ってなければ、ではそれを受け取ったときにどういう処理をするか。どういう寄附金として扱うのか、その本人の意思をどういうふうにするのか。もし支払ってなければそれはお返しすべき金額ですよ。そのところはどうかということも聞いています。

山根証人 実は私ども、たくさんの方たちから返還があるんですけども、具体的にどれかも全然わからないんですよ、率直に申し上げます。何でこれが来たのかもわからないんですよ、実は。たくさん返ってきているんですよ。例えば申し上げますが、岡部さんとか、松林さんとか、小林公喜さん、戻ってきているのは、これ一体何で返ってきたのかそれもわからなかった。わからないんですよ、向こうはぱっとお金を送ってただけだから。わかりません、内容も何もありませんから、実は。そうでしょう。何だこれかと、そういうことです、私の理解は、何か知らないけれども、向こうさんで勝手に計算して、金額も同じです、率直に申し上げます。同じような金額がわざわざ、これ一体どこでやったんだという話です。実はそういう

経過があったということは御承知ください。

だから私どもわからないから、最終的には、この段階では私どもとすれば、その他の収入にしたんです。だから今のままでいけば、当然延長で、今年の要するに最終的な報告書を出しても、その他の収入で入れておくよりしょうがないことだったけれども、さっき話がありました。必ずしもその他の収入ではないじゃないかということになれば、私どもとしてもですね、それを立かえ金の形で再修正するのもやぶさかではないと申し上げるわけです。以上です。

竹内委員 返ってきているのは、だからそのだからわからないのを、いつのものかということ、何で返したかということをはっきりさせて処理する必要があるでしょうと。しかもどこが払ったかわからないものを受け取って、それをどういう、寄附金扱いにするのか何にするのか、それわからないですよ。ただ、来たものは拒まずもらっておけばいいという話にならないでしょうという意味で、過去のことを調べて、調査してはっきりさせるべきではないですかと、何で来たかわからないのを含めて。その辺、だから調査するとか、しないとか、それはやっぱり会計処理する以上は、やっぱりそれは必要なことではないですか、いかがですか。その辺を聞いているだけなんですよ。

山根証人 お答えします。よくわかりましたから、一生懸命調査しましょう、はい。そうしないと、少なくとも今年の処理だってできなくなりますからね。去年も一応私はこれ承認して、この中で判をつきました。この中で特に、みんなから最初は寄附だと、何が寄附をもらっているんだと、とんでもないと言われてその他になった経過もありますからね。そういう点が、その延長線上もありますから。私、では確実にそれを責任を持って、きちっとやっぱり処理して、委員長さんですか、委員長さんの方に最終的には報告いたします。

竹内委員 それで、あとの方で、その支出の処理の仕方については、先ほどいろいろ話が出ているんですけども、尋問しようと思っていたんですけども。今、何かそこに見ますと、返ってきたケースですね、返済のケース、一個一個、私、これから確認しようと思ったんですけども時間がかかるもので。もしその、今お持ちのもので、だれからいくら返ったというのを、もし差し支えなければ、この委員会にお出しただければ、私どもとすれば大変、時間も省けるし、助かるんですけども、いかがですか。

小林委員長 今、竹内委員からの御発議でございますが、山根証人、いかがいたしましょうか。

山根証人 もしお許しいただければ、委員長の方に、私、今のやつについて、一覧表を出しましょう。そのために私、メモがいりますのですぐ書いてきますから、控えてきますから。だからこれ今から手書きで書き直します。

小林委員長 わかりました。それでは10分間休憩をいたします。11時35分に再開をいたしますのでお願いいたします。

休憩時刻 午前11時25分

再開時刻 午前11時39分

小林委員長 休憩前に引き続き尋問を再開いたします。山根証人の同意をいただきましたので、資料をお手元に配付させます。

[書記資料 配付]

竹内委員 それでは、今お聞きしますと山根証人12時までということですので、先に、では一連のことをやらせていただきます。次に、ホテルでの人事に関してですけれども、平成15年9月21日と9月22日、23、24日と、人事に関する会合が行われたものについて、あるいは人事を行った件について、しなやか会が支払っております。これを返済の処理がされているわけですけれども、これについて、しなやか会としてどんな処理をされたのか、お伺いをいたします。

山根証人 お答えいたします。まずアベニュー使用の件について、15年9月22日に5万円、23日に5万円、24日に5万円、それからその他雑費的なH Cというのは何ですかこれは、コピーか何かですね、1万4,346円で、計16万4,346円が使われたのでございます。そして請求がまいりました、これ16万4,346円。これを15年10月3日、16万4,346円を八十二銀行の口座からアベニューの方に支払いをいたしました。

それから、これは政策費かな、何費用かな、政治活動費、組織活動費という形で、会場借用費という形で出ました。それで、このたび17年5月6日、これ本年度になりますね、16万3,506円ですから、若干840円ぐらい食い違うんですが、これはおそらく県の方の、要するに振込料が控除されたと思うんでございますけれども、これが戻ってまいりました。

これについては、単純な形で、私どもとすると今までの経過がありましたので、その他収入ということにしようと思っていたんですが、先ほどのこの一連の議論の中で、これはやっぱりいかんということでございますから、私どもは15年9月にやったやつは立かえ金であって、立かえ金が今度戻ったという形に処理も直したいと思っております。以上です。

竹内委員 これ、今年の5月6日付でしなやか会側にホテルの方から振込みがあったという処理の仕方になっております。それでこれ、県の方からは、この問題が発覚して、処理の仕方について何らかの相談があってやられたということではよろしいでしょうか。

小林委員長 お答えの前に私から申し上げておきますが、時間がそういうことでございます

ので、できるだけ簡潔に証言をお願いいたします。

山根証人 お答えいたします。これについては、私どもは協議はしておりません。一方的に送られたお金でございます。以上です。

竹内委員 そうしますと、おそらくこの県の方は、しなやか会へ直接県から返済しますと、政治団体への寄附的な行為になってしまうということで、あえてこういう選択をしたというふうに思うわけですが。

先ほど来お話出ていますが、今もちょっとお話があったと思うんですけども。醍醐委員から、要するに自分の返済した意思が反映していないと、その他収入でも反映していないと、すべて相殺してほしいという話が、意向が出ているわけですが。このやり方をすれば、言ってみれば同じ処理の扱いになるというふうに思うんですけども、今後そんな処理の仕方を考えておられますか。

山根証人 お答えいたします。そういうわけでございますから、立かえ金が出て、立かえ金が戻ったという処理にこれもあり、今後としては、もしこういうケースが想定されるなら、こういうふうな形に組み立てていきたいと思っております。

竹内委員 それと、このホテルの人事に関して、これ実質的には人事ですから公務だと思えます、実務的に。それをしなやか会が支払ったということに関して言えば、これは、このことについては、山根証人はどのように受けとめておられますか。

山根証人 これ15年、ちょうど今から2年以上前の件でございますけれども。これについては、一般的な業務と、私どもとしてはそういうものは、人事案件があったとかそんなことは全然考えておりませんでしたから、機械的に処理したと思えます。私の想像でございますけれども、機械的に処理したつもりで。これ人事案件があってそこでやって、その点が漏れるとかそういう認識なしに、何の形でそういうふうな形で出たからという形でそのとおりしたと思えます。

竹内委員 今はどのようにその事実を受けとめておられますか。

山根証人 随分県もお金がないんだ、貧乏人だなと思えました。以上でございます。

竹内委員 要するに人事に対して、要するに支出の分類で言ってみれば政治活動費から出ているという意味では、これまで総務委員会の論議の中でもいろいろ出てきて、結果的に返すということになったわけですが。いわゆるしなやか会自体が人事に介入しているのではないかと、そういうふうに誤解を招くということが指摘をされて、結果的に県が返したということになるわけですが、そのことについてどうお考えですかという意味です。

山根証人 しなやか会、非常に貧乏な組織でございますから、お金を返していただいて非常に喜んでおります。以上です。

竹内委員 いえ、倫理的な意味でどうとらえておられますかということをお聞きしています。
山根証人 倫理というと、私は宗教家ではございませんからわからないですけども。今、一連のことについて、私ども、先ほど申し上げましたように、高額の飲食とかそういうものを含めて、私どもは今後単なる一件ではなしに、全体として厳しい形で律していくということをお約束いたします。

竹内委員 それから、当委員会に岡部英則氏から提出された記録によりますと、先ほど来のお話にも出ておりますけれども、平成16年11月1日付で岡部氏にしなやか会の穂苅会長名で、平成15年7月26日及び平成15年8月5日の食事会の会費として、1万6,251円が平成16年7月16日付、郵便書留で送付されましたと。しかしながら、この食事会費用は当会が田中知事の政治活動として適正に支出したものであり、1万6,251円については、改めて食事会の会費として返却していただける性格のものではないと考えますと。まことに勝手ながら、1万6,251円につきましては、全額当会へ寄附金として処理させていただきたいと存じますということで。なお返済を望まれる場合は、御面倒でも銀行の口座番号をお知らせいただければ幸いという文書が送られております。

先ほど来お答えになっていますが、同時に、今度は12月6日、同じく岡部英則氏あてに、しなやかな信州をはぐくむ会穂苅会長及び会計の山根敏郎さんの判こを押したもので、その他収入として処理する趣旨の文書が送られております。

この経緯というものは、もう一度、先ほど来答えているんですけども、もうちょっと正確にお答えいただきたいんですが。醍醐氏から指摘があって、そういう一連の経過の中でそういうやりとりを文書で行ったのか。それと、当初に言っている食事会費用について、適正に処理されているということについては、どなたに相談されて、どなたの判断でこの文書を作成されたのか。これ穂苅会長名ですからあれですけども、おわかりであればお答えをいただきたいと思います。

山根証人 お答えいたします。当初のやつについては、穂苅さんたちは無知でございますからそういうことをやったと思います。率直に申し上げて無知です。私が実は、これについてぱっと見たらわかったんです。何をやっている、と、すぐ直せと。それで、私が判をついて直させたんです。とんでもないです、何で寄附をもらっていると、寄附ではないんだよという形で、私が直させました。穂苅君が少しぼけておったとそういうことです、申し上げます。以上です。

竹内委員 わかりました、これから適正に処理されるということですから、この件はその程度にしておきたいと思います。

それで、これ最後に、山根証人に関しては最後にさせていただきますけれども、先ほどい

ただきましたメモ、これ、あとでまた私ども、これ日にちとかそういうものがないので、あとで記録としてしなやか会さんの方にまた提出をお願いしたいと思っているわけですが、金額、それから日にち、相手方、よろしゅうございますか。

それと最後に、今まで、あと知事が高級なホテルを東京で使っているのがございまして、あとで小林証人にもお聞きしたいと思っているんですけれども、15年度、25件で400万円ほどを超える支出がされております。先ほど後援会にかかわる支出による飲食の件もお答えいただいたんですけれども、こうしたことについては、どのように山根証人は受けとめておられますか。

山根証人 お答えいたします。私もこの件について、12月の段階で知りました。もっと裕福な団体はどんどんやっていると思いますけれども、私どもの団体は貧乏な、しかも本当の浄財たるところですから、ほかのところでこんなことをやったって、うちのところは、ほかのところもやっているからこれは違法ではないと言っても、それは違うんだと。こんな貧乏なところはもう二度と認めませんよという形で、私は厳しくしまして、今後はもう一切そういうことは認めないと。やるならできるだけ長野で使うと。長野なら長野に落ちるし、そういう形に私はしまして、東京の帝国ホテルだとか、そんな一流のところなんかを使っただと、そういうふうに使ったから、今後はそういうふうな支出は一切ないと思います。以上です。

竹内委員 私からは以上でございます。あと10分ありますので、また関連ありましたらお伺いします。

小林委員長 それでは山根さんの事情が、先ほどお聞きのとおりでございますので、特に皆さんから山根証人に対して尋問がございましたら、発言を許します。

服部委員 どうも山根証人、小林証人、御苦労様でございます。お聞きしておりますと、知事がいろいろホテル代とか、飲食代とかについて、要求があったものについては、すべて中身を知らず全部支払ってきたと、こういうような証言を小林証人からもいただきました。それで、山根証人は、今後については一切もうやらないというお話をしております。ということは、今までそういうふうに使ったことについて、内容についてもわからないということも全部支払ってきたということが事実ですけれども。

これについて、何かちょっとあやふやなことを言っておりますけれども、今までも知事の後援会の趣旨に合っていると、目的に合っているようなお話もありますけれども、それについては全部否定して、今までについてもまずかったんだということによろしいのでしょうか。御確認をしておきます。

山根証人 そこまでの断定はしかねますので、御勘弁ください。

服部委員 一切、今後についてはきちんと対応をしていくということですね。それからもう一つは、返却した職員もいれば、いろいろございます。まだ返却していないものも随分あるわけですね。これについては、今、お出しいただきましたけれども、それですべてではないですね。竹内委員からも指摘もありましたけれども、まだ返却が終わっていないものが随分あると。こういうものについては、先ほど後援会も、大変つめに火をともしようという団体だとかこういうお話もございますが、返却はきちんとしてもらった方がいいんじゃないですか。してもらって、きちんと精査をしてやるべきではないかと思えますけれども。それ返却してない、今までやっていないものについては、どういうふう to 今後処理していくつもりですか。

山根証人 私どもそういうふうであれば、データも調べて、そういうことについては、該当者については、同じように返却を求めます。求めるつもりです。

服部委員 わかりました。それから、いろいろホテル代とか飲食代とかについては今までありましたけれども。交通費とか、例えばタクシー代とか飛行機代とか、いろいろなことについても支払いがあったのかとも思いますけれども。これについては、私ども記録には調査しておりませんが。こういうものについては、認識はどういうふうに思っておられるのですか。

山根証人 これについては、私は少なくとも今度の会計の15年度のやつについて、早速、私調べました。そうしましたら、政策活動費のうち140何件か、140何件で額として90万円、100万円ほど、この処理で払われておるんですね。すべてその細かく実際に、主にほとんどが高速道路の代金とか、油代でございますけれども、それについては、今からは計上させるように、その他支出から出ておって、その他というのは小さいものだから、その他というのは細かく書けという形で、今後その他の支出のうち、176件を細かく調べました。そうしましたら、そういうような形で145件のところで、要するに交通費が出ておりますので、それについては、今後は正確な形で、この処理についても確実に政治活動費の一部として費用が今は出ていることを御理解ください。

服部委員 ということは、政治資金規正法上も、きちんと精査をすると。訂正するものは訂正するとこういうことだと思いますけれども、そういうことですか。

山根証人 そのとおり、たくさんの課題が提起されましたから、全体の課題について精査して、修正するものは修正して、税務署でも修正申告があるわけですから。当然我々のこのあれについて修正申告があるわけですから、修正は修正できちんとしたいと思っております。以上です。

服部委員 最後になりますけれども、穂苅会長のお考えについても云々が、山根証人からもございました。その一連のしなやか会の、今までの知事の要望に対する支払い関係のすべて

をお聞きになってきたようなことがございます。この一連について、しなやか会の今までの態度につきまして、大きな反省を持っていらっしゃると思いますが、それについての御感想、お話を聞いて終わりたいと思います。

山根証人 委員長さん、これは尋問事項とちょっと関係ないですけども、いいですか、一部だけ。

小林委員長 簡潔な答えでお願いいたします。

山根証人 そうですか、わかりました。田中康夫君はもうちょうど6年になるんです。当初のときは、長野県の財界人も8割以上支持をしておったです、率直に申し上げてですね。そういうふうな形になったのは、たくさんの結果があった。しかし人間というのは、全部が全部いい人ばかり、悪い人がゼロというのは、お釈迦様かイエス・キリスト様ぐらいしかないわけですから、みんなその欠陥もあり、いいところもあって初めて人間なんです。私どもとすると、田中はいいところ6分、悪いところ4分、かろうじていいところが残っているから、悪いところを何とか削って、いいところにしてやっていきたいというふうに私どもも思っております。

少なくとも、長野県を民主化したり、それから変革をするというふうなことについては、私は気持ちはいいけれども、やり方が非常におかしいから、その点については、私は厳しくやっぱり直させて、本当に有終の美を、来年の8月までですけども、有終の美はとりあえず務めさせるようにしたいというふうに思っております。以上です。

柳田委員 先刻、山根証人の証言の中で、委員長に報告されるという旨の、その会計の修正に関して、委員長に報告される旨の御発言があったやに聞き及びましたけれども。それについて、どんな内容なんでしょうか。ちょっとその部分が明確でなかったのでお願いいたします。

山根証人 何だったですか、ちょっと私も記憶がなくなりました。諸課題について、できるだけします。たくさんのテーマについては、すべて今の、変える内容とか、たくさんのことについて、できるだけこの委員会ですか、委員会に対する委員長にします。

柳田委員 それは委員長に対して、委員会に対しするということで。そのいわゆる、世の中に対してというかですね、そういうわけではなくて、委員会に対してするという意味ですか。

山根証人 世の中ってどういうことですか。

(柳田委員から「会見しますか」という声あり)

そんなことやりません、そんなに大げさな身分ではないです。大げさに、そんな身分ではないです。私どもが、どこかの党みたいに1億円がなくなってもしないんですから。そんなことに比べれば微々たるものなんですよ。

小林委員長 つけ加えないでください。ほかにございますか。

小池委員 きょうはありがとうございました。お話を伺っておりまして、現在のしなやか会の会計に携わっておられる方として、今までのしなやか会の会計の支出のあり方という部分でお話を聞きますと、支出につきましては、しなやか会の会員の皆さん方からいただいたお金なんですけれども、田中知事がしなやか会の同意のもとに使ったということではなく、田中知事の判断でお使いになって、それをしなやか会の方へ支払いを回してきたということでしょうか。先ほどは、役員会もキャンペーンのような役員会だというようなお話も聞いたわけでございますけれども、実質田中知事の判断でしなやか会のお金を支出しておったということでしょうか、山根証人に伺いたいと思います。

山根証人 そういう要素もあったけれども、すべてはないということです。そういう要素もあったことは事実でしょう、しかしすべてではございません。

小池委員 もう一度聞きたいと思います。そういう支出があったわけですね、そういう田中知事の判断でしなやか会のお金を支出していたという事実もあったわけですね。

山根証人 そういう用件も、先ほどの議論を聞くと、1、2あったかもしれません。

小林委員長 いいですか、ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、山根証人、お体の都合だということでございますので、御退席されて結構でございます。

山根証人 どうも長い間ありがとうございました。

小林委員長 それでは、私から公式にお礼を申し上げます。きょうは大変お忙しいところをおいでいただきまして、ありがとうございました。どうぞ御自愛をいただきまして、寒さに向かう折でございますので御自愛いただきまして、また御活躍を御祈念いたします。きょうはありがとうございました。

[山根証人 退席]

それでは引き続き、竹内委員。

竹内委員 では引き続きまして、小林証人に尋問させていただきます。

ホテルでの人事についてですけれども、その費用をしなやか会が支払った件について尋問させていただきますが。これまで明らかになっている中では、平成15年9月21日、長野市のホテル国際21において、知事、松林憲治氏、宮津雅則氏、岡部英則氏等で人事異動に関する打ち合わせが行われ、このときのホテル使用料2万3,520円を、10月2日付でしなやか会が支払ったということが明らかになっております。それから9月22日、23日、24日、長野市内のホテルナガノアベニューで、小林公喜経営戦略局長ほか3名から6名で県職員人事を行ったホテル使用料等を、10月3日付で16万4,346円をしなやか会が支払ったということが明らか

かになっております。

今申し上げたことは、先ほど山根証人も調べてきておられましたけれども、事実かどうか、改めて確認をさせていただきます。

小林証人 内容を別にしまして、その旨が書類として届けられていれば、そのとおりと思います。

竹内委員 これらの支払いについては、どなたの指示で行われたのでしょうか。

小林証人 一連のほかのものと一緒に、請求書なり領収書が知事の方に提示されて、それに伴って処理したものの中に含まれていると思います。

竹内委員 それは知事から、先ほどのお話のように、冒頭のお話のように渡されたということでもよろしゅうございますか。

小林証人 簡単に言うとそういうことです。

竹内委員 それから、その際に宮津雅則氏の氏名が記載されていたかどうか、請求書に。それは記憶にございますか。

小林証人 個々のものについては、記憶にありません。

竹内委員 その知事から渡された際に、具体的に知事からは何か、これはこういう内容だよというような話はあったのでしょうか。

小林証人 先ほども言ったんですけど、打ち合わせをしたとか、会議をしたという程度の話はあったんですけども、もともとだれとどう会ってどのような話をしたということをしていない人なんです、もともとが。ですから、こちらも会議だとか打ち合わせで事が足りてしまうものですから、それ以上聞いたことがないということです。

竹内委員 結果的に公務なわけですよ。公務をしなやか会が負担をしていたと、経費ですね。中身を知らないからというふうに言うと思うんですけども。そのことについては、今現在どのように受けとめておられますか。

小林証人 先ほども言いましたように、公務の認定なんですけれども、なされた方々が公務だということで認めておられれば、公務の延長線上でやられたことは、要するに行政の延長線上の仕事でやられたことは、本来県の費用負担であるべきという判断になると思います。

竹内委員 結果的にこれまでのいろいろ、先ほどの懇親会の件も含めまして、知事は中身を具体的にしゃべらないで、これ頼むよということで持ってこられる。それで、それについて精査と言いますか、中身はわからなければ精査しようもないと思うんですけども。結果的にそういう仕組みが今回のような事態を招いているということについては、どう思われますか。

小林証人 今回、この事態をどういう事態ととらえるかによって、大分判断が違ってしまう

す。かなりネガティブにとらえるのか、アクティブにとらえるのか、大分ポジティブにとらえるか、やっぱり考え方が違うんですけれども。例えばネガティブにとらえたといまして、やはりそこら辺は選挙で選ばれた政治家が、自分の信念としておやりになったことだと思うんですね、行政職の公務員の方ではなくて。ですから、本人が自己責任でされるわけで、またそれを支援しようとする後援会がその趣旨にのっとってその活動をサポートしているわけですから、事のその、最終的にどうこうということは、御本人の政治的判断と言いますか、そういうものに最終的には帰着することになるんだと思います。

竹内委員 仕組みとして、知事から頼むよと持ってこられたものを、要するに精査といってもしょうがないわけですからそのまま持っていくということは、事実上、しなやか会の当時の会計というのは、知事の意向に沿って物事が処理されていたというふうに、私、解釈しませけれども、そういうことでよろしゅうございますか。

小林証人 その解釈のとおりだと思います。もともとしなやか会というのは、田中康夫さんという人を中心にして、ルーズな、ルーズと言いますか、あまり入会資格とかいろいろ問わない。1回目、2回目の選挙で田中康夫さんに投票しなかった人も、した人も、入りたい人はだれでもどうぞという、要するに非常にフラットで、ルーズという言葉はあまりよくないかもしれないんですけれども、非常に緩い縛りの中で、縛りというか集まりにしようというのが、もともと本人との約束なんですね。

要するに1回目の選挙が終わって、そのあと後援会活動を再スタートしなかったわけですから、彼は当初。ところが、政治家としてはそういう、既に最初の選挙で後援会ができてしまって、その始末も、生かしていくか、やめてしまうかどちらしかない選択の中で、彼はどちらかという後援会活動を生かしていく方を最初決めていたわけですね。その決めていたときに、やるんならやろう、やらないんならきっちりやめようといったときに、その条件と言いますか、条件ですね、の一つとして、そういうようなピラミッド型は嫌だと。田中康夫的でないから嫌だということで、田中康夫を中心にしたまとまりということで、実はいろいろ話がさっきも出ましたんですけど、役員会も幹事会もないんですよ、はっきり言って、田中さんの感覚としては、私が思うのにはですけれども。

そういうことですから、やっぱり田中さんの、そういう意味では考えによってそういう活動が、あるいは行動がされれば、それに伴ってしなやか会も対応したと。そういう意味では、竹内委員のおっしゃることもそのとおりであります。

竹内委員 実質的に田中知事の意向で支出については、持ってくるものについては、実質上そのとおり意向で、田中知事の意向ですべてが支出されていたとこういう、簡潔にお願いしたいんですけれども。

小林証人 支出100%、田中さんだけではないんですけれども、田中さんにかかわるものはそのとおりです。

竹内委員 次に、委員長にお許しいただきまして、小林証人に書類をお見せしてもよろしゅうございましょうか。

小林委員長 今の申し出、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

それでは提示願います。

(証人 資料閲覧)

竹内委員 それ、今申し上げましたのは、平成15年度の収支報告書に添付されました5万円以上の領収書の写しでございます。そこにパークハイアット東京とか、あるいは御膳房とか、ほかのページにもございますが、そこに小林という印鑑が押されていますけれども、これは小林証人の押した印ということでよろしゅうございますか。

小林証人 私が預かった日、もしくは処理した日の私の印鑑です。

竹内委員 それで、先ほどもちょっと申し上げたんですけれども、平成15年度の収支報告書には、東京の高級ホテルの使用料が多く記載されておりまして、その額は、一番高いので10月16日付の51万9,713円、あとは5万円台とか、おそらく個人が宿泊したものだと思えますけれども。その全体で、25件で400万円を超える支出になっているわけです。

それで、小林証人が押された印だということでございますが、これは、当時ほかの事例で例えばその中に各種審議会委員や県職員とか、そういう皆さんがそうしたホテルに泊まって、しなやか会が支出したような事例はないのかどうか。それからそのものについては、どうしてそういうふうに出費がされているのか、その点について、どういう理由で支出がされているのか、その点について、知事から回ってきたということなんですけれども、御存知でしょうか。

小林証人 いろいろな審議会の委員等が御利用されたかどうかというのは、ちょっと私の方は、先ほど申し上げたとおり、ちょっとわかりません。それと支出に関しては、私がこの小林の日付の入った判こをついたものは、多分私の手元を通過していたものだと思うんですけれども。そのほかのいろいろなものとか、全部均等に、金額の大小にかかわらず、事務的に、さっきちょっと山根さんもおっしゃったんですけれども、処理しただけのものです。

竹内委員 それで、そのことについては、多額なんですよ。我々から見ると高級ホテルということになるわけなんですけれども。それを持ってこられたときに、小林証人はどんなふうにお考えでしたでしょうか。

小林証人 金額の大きなものは、何回かの分をまとめたというようなお話を聞いたような覚

えはあります。それとあと、全体で400万円からの金額ということなんですけれども、普通に寝泊りするだけだったらそんなにかからないので。ただ、多少私も東京の事情は、わずか知っているんですけど、なかなか何人か人を集めて会議をやるという場所が意外と、長野もそうなんですがなくて、ホテルなんか頼むと、やっぱり2、3時間で4、5万円の請求が来ちゃう場合が多いものですから、何回か重ねると結構な金額にはなるというのは、感覚的にはわかっておりました。

だから、ちょっと委員がおっしゃった、その高級かどうか、あるいはその定義というのはちょっと私の方からは何とも言えないんですけど、やっぱり会議室が備わっていてある程度のサービスができると、この程度のホテルになるのかなというような気がいたします。

竹内委員 それで、私、今年の2月定例会の本会議におきまして、この件について知事に対して質問をいたしましたところ、知事からは、「その年に関しましては、御存知のように、私は小沢一郎氏と懇意でありまして、民主党がというよりも、政権交代ということが行われなければならないという中でかなり全国を選挙期間前から回っております。これらの費用は、民主党が手元不如意でいらっしゃったのか、民主党は宿泊費や旅費というものは私には一銭もお支払いになっておりませんし、また菅直人さん等や岡田克也さんと打ち合わせをした会場を私の側で負担をするという中で、これがしなやか会が負担をしているものもございまして。こうしたものはかなりの額になろうと思います。これは同時に、しなやか会が、当時私がいわゆる地方行政の改革の大臣候補という形のように、知事であると同時に日本をより変えるためにはこうしたことが必要だという中で支払われているものであります。」というふうに答弁をしているわけです。ほかの記者会見でも、しなやか会に了解をいただいているというような趣旨の発言があるようなんですけれども。

これについては、この支払い、今のような趣旨の中でしなやか会にこういう了解を得て支払っていた事実があるかどうか、その点、確認をしておきたいと思っております。

小林証人 具体的な個人名等はお聞きしておりません。ですからその小沢さんと会ったとか、あるいは民主党のだれだれと会ったというレベルでの確認はしてないです。

竹内委員 ですからホテルを使うその目的とか、そういう中身については、知事からは話はなかったとこういう解釈でよろしゅうございますか。

小林証人 具体的な内容についての話はなかったということです。

竹内委員 それから、これはくどいように申しわけないんですけど、時系列でやっていますのでちょっとあと若干尋問させていただきますけれども、平成16年度の収支報告の中に、16年3月17日に行われた知事と「長野県」調査委員会の会食費8万830円を、しなやか会が負

担しているということですけども。これは記憶にございますか。

小林証人 何年何月でしょうか、もう一回ちょっと。

竹内委員 16年3月17日です。

小林証人 記憶にないです。

竹内委員 わかりました。それから、これ先ほど山根証人にも聞いたんですけども、16年も小林証人、事務局長をやっている時期がありますよね、ですからお聞きいたしますが、16年度の収支報告に関しましては、一切そういう懇親とかホテルのものが記載されておりません。これはですから16年度を迎えるに当たって、以前のことが役員会なりで問題になって、それでそういうことはやめようということが、小林証人が事務局長在籍中に論議されて検討されたのかどうか、その点についてお聞かせをいただきたいと思います。

小林証人 その前に使うお金がなかったというのが実態だと思います。

小林委員長 竹内委員、時間をお含みいただいて12時半ごろまででお願いいたします。

竹内委員 はい、わかりました。それで、あと今までの証言の中で、醍醐委員が自分が経費を返すに当たって、小林誠一さんと連絡をとったという記憶が、連絡をとったと、後援会と。それについては、記憶にございますか。

小林証人 この、今回の醍醐さんたちをはじめ、そのお金を返す、返さないの話、私が実はちょっと事務局長の最後の、最後というか、大分実務と離れちゃっていた時期なので、ただいろいろそういうことが起きちゃったんで、最後の仕事でやりますと言いながら結果的にはやれなかったんですよ。最初の段階では醍醐さんとの接点があったと思います。ただその、私も、山根さんは先ほど、最終的には山根さんの判断でああいう形で処理されたんですけど、実はああいうような形でお金を返すなんていうのはちょっと事例がなく、こちらの選管でも総務省まで問い合わせして実は確認しているんですけども、具体的にこうなさいという結果が出ていないんですね。かなり早い時期から問い合わせ始めたりしたんですけども、そういう方向の中で、当然そういう形が起きてきた中で、醍醐さんとの接点、最初はありました。

竹内委員 どのような中身のお話だったんでしょうか。

小林証人 ちょっとほかと話が一緒になっちゃってはいっきりしないんですけども。要は、醍醐さんとしたら自分のその、何て言うんですかね、支出そのものがなかったというか、自分がその場の、最初から割り勘なら割り勘、会としての支出がなかったような形にしてほしいというのが彼の希望だったような気がします。

竹内委員 最後になりますけれども、ほかの方からは何か小林事務局長時代に、返却したいんだけど総額いくらだとか、そういう問い合わせというのはあったんでしょうか。

小林証人 松本の事務所の方であって、それでちょっと私が答えたようなことがあったような気がしますけど、子細はよく覚えてないんですけど。

竹内委員 わかりました。以上で私の尋問は終わらせていただきます。どうも御苦労様でした。

小林委員長 それでは小林証人に対する尋問、委員各位からありましたらお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは、以上で小林証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変お忙しい中、再度お越しいただきまして心から感謝を申し上げますわけでございます。一層の御活躍を祈念して、お礼のごあいさつといたします。御苦労様でした。ありがとうございました。退席されて結構であります。

[小林証人 退席]

ここで昼食のため、午後1時30分まで休憩いたします。

休憩時刻 午後12時20分

再開時刻 午後1時32分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、塚田國之さんから証言を求めます。

これより、証人塚田國之さんの入室を求めます。

[塚田國之証人 入室・着席]

塚田國之証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席いただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、これから調査のために御協力いただくようお願いする次第でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、そ

の職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

塚田國之証人、宣誓書の朗読をお願いします。

[塚田証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席をお願いします。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は御起立の上発言をお願いします。

これより塚田國之証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き竹内委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたしております。

まず塚田國之証人に私からお尋ねをいたします。あなたは塚田國之さんですか。

塚田証人 はい、間違いありません。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

塚田証人 長野商工会議所専務理事です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、竹内委員から尋問させていただきます。

竹内委員 御苦勞様です。竹内でございますけれども、私の方から代表尋問をさせていただきます。まず、しなやかな長野県をはぐくむ会、それからこれ平成16年の1月30日に名称変

更しておりますけれども、しなやかな信州をはぐくむ会、以下しなやか会ということで尋問させていただきますけれども。この役員について、塚田証人はいつからいつまでどんな役職をお務めになられたでしょうか。

塚田証人 若干しらばくれているようにとられて心苦しいんですが。多分第1回の田中知事選挙のごたごたしている中でお願いされたか、何か私があとで聞いたら吉田聰一郎さんのあとだという話なものですから、どこかでお願いされて「いいよ」という返事はしたかもしれませんが。実はどういう役割にいつしているかについて、全く私は自覚がないんですが。申しわけございませんが。

竹内委員 この当委員会にしなやか会の方から、あるいは県の方から提出されました収支報告書、あるいは各団体の役員の異動届等についての記載によりますと、平成14年6月28日から平成15年10月29日までが吉田聰一郎氏、そして平成15年10月29日から、おそらくこれ現在までだと思いますけれども、これは塚田國之氏ということになっておりますけれども、記憶にございませんでしょうか。

塚田証人 申しわけございません。本当に記憶にございません。今回、議会事務局からお話をいただきまして、私がどういう肩書きを持っているかについても改めて聞いたような状況でございます。以上です。

竹内委員 そうしますと、会計責任者の職務代理者という肩書きについては、もう一度確認しますが、存じ上げなかったということによろしゅうございますか。

塚田証人 本人の頭の中では自覚がありませんでした。

竹内委員 それからしなやか会の役員会とか、そういうことの構成員として呼ばれて、出席したことはございますか。

塚田証人 1度だけ、夕方からどこかのホテルで集まってくれというときに、1度だけ出た記憶があります。ちょっと今調べないといつたかわかりませんが、1度だけ出た記憶があります。

竹内委員 そのときは、会計にかかわることが何か相談されたというようなことはございませんでしたか。

塚田証人 覚えてないんですが、会計の、例えばそこで、質問してはいけないんですか。

小林委員長 はい。

塚田証人 特にそういう話をした記憶は、特にありません。

竹内委員 そうしますと、これから尋問することも存じ上げない部分も多いかと思っておりますけれども、一応内容的に伺ってまいりたいと思っておりますが。今回、証人をお願いしたのは、御存知のように平成15年から16年にかけて、田中知事や各種審議会委員、そして県職員幹部

が、各種会合の飲食費用を、知事後援会であるしなやか会が負担していた問題や、あるいは県職員の人事をホテルで行い、その費用もしなやか会が負担していたことについて、事実を確認したいとこういう趣旨でお呼びをしたわけですけれども。塚田証人はこうした事実を知っておいりましたでしょうか。

塚田証人 全く知りませんでした。新聞報道でそういうことを知りました。

竹内委員 そうしますと、その後これらの費用について、当事者の皆さんが飲食の会費分をしなやか会に返済されたことについては、御存知ありませんか。

塚田証人 知りません。

竹内委員 そうしますと、会計にかかわる課題について、内容について、事務担当者あるいはほかの役員さん、あるいは田中知事の方から、直接そうした相談なりを持ちかけられたということは、これまで全くなかったということによろしゅうございますか。

塚田証人 全くありません。

竹内委員 それから平成15年度のしなやか会の収支報告書によりますと、東京の高級ホテルの使用料が多く記載されまして、その額は25件で400万円を超えているという報告があるわけですけれども。こうした事実は御存知でしたか。

塚田証人 知りませんでした。

竹内委員 それは、今はそうした事実について、報道とかそういうことで御存知でしょうか。

塚田証人 東京のホテルで400万円でしたか、単位のお金が使われているということについては、今初めて聞きました。

竹内委員 尋問いたしますが、そうしますとしなやか会の経理ですね、会計。それからそうした収支に関する判断というものは、実質的にだれがやられていたのでしょうか。

塚田証人 私はちょっとわかりませんが、全くお任せをしていたという言葉になってしまいますが、通帳、それから収支、それから支出について、全く私はタッチをしておりませんし、中身を見たこともありません。

竹内委員 くどいようで申しわけないんですけれども、実質的に支出の、ですからよし悪しきを判断されていたとされる方は全く御存知ないということによろしいですか。

塚田証人 はい、わかりません。だれがやっていたかは知りません。

竹内委員 そうしますと、しなやか会の会計処理に関する仕組みですね、システムはどうなっていたかというようなことに関しても、全く存じ上げませんか。

塚田証人 全くわかりません。特に予算の規模とか支出について、私は一体いくらあったかも全くわかっておりません。

竹内委員 そうしますと、実質的に役員さんは受けたんですが、その役職も知らない。そ

れから収支報告をする際にも何の相談もなかったということで、細かな詳細については一切知らない。ただ、役として何か仰せつかったと。こういうことでよろしゅうございますか。
塚田証人 そのとおりでございます。

竹内委員 そうしますと、これ以上この問題で私の方からは聞くこともございませんので、最後に、今回、県職員や各種審議会委員と知事との会合の費用が知事後援会であるしなやか会から支出されていたと。あるいは同様にホテルで人事が行われていたということについて、当委員会としても、一つの調査の内容として含まれる重要な問題になっているわけですが、こうしたこと、その後また報道等で知り得た中で、塚田証人はこうした経過、事実について、どのように思われておりますでしょうか。

塚田証人 個々のケースがどういうケースで支出されたかということは、私はわからないものですから、ちょっといいのか悪いのかというのは、この場では判断ができません。

竹内委員 私からは結構です。以上です。

小林委員長 私から一つだけお聞きしておきたいと思いますが、塚田証人は、現在もしなやか会の会員でいらっしゃるわけですか。

塚田証人 実は、私はちょっと名簿を確認しないで申し上げるんで、間違っていたら申しわけないんですが。しなやか会の会員になって会費を納めたということは、多分ないのではないかとこのように思っていますし、少なくともこの3、4年、私が平成15年になったというお話ですが、それから調べていただきますと、私が会費を納めたという事実はないと思います。以上です。

小林委員長 委員各位から尋問がございましたらお願いします。

高見澤委員 それでは一つだけ尋問させてもらいますが、先ほど塚田証人は、役員をお引き受けするに対しては、何となく受けたようなお話でありましたけれども、どなたからそういったお話を受けたんでしょうか。

塚田証人 実は覚えておりません。全く私が承知しないところで名前を登録したということはないと思うんですが、余計なことをしゃべってよろしいですか、証言の中でしたら。

小林委員長 はい。範囲を超えない程度に。

塚田証人 実はこの話は、私、ちょっとわからないものですから、正直、女房にこういう話があったかという話を聞きました。そうしたら、「お父さん、昔だれかからこういうのを受けてくれと私が電話を受けて、ではこちらからまた電話させますねと言ったような記憶はあるよ」という話をいただいております。これは本当にそのとおりの話で、多分それが了解をとったというふうにとられているかどうかは、ちょっとその辺のいきさつはわかりませんが、覚えておりません。申しわけございません。

高見澤委員 いずれにしても会計の職務代理者となると、もし何か不始末が起きたときは、大変な責任を負うわけでございまして。そういった面におきましては、今後、どなたからそういったのをお願いされたのか、依頼されたのか、そんなことを御自分自身で御調査なされるおつもりはございますか。

塚田証人 わかるかどうかわかりませんが、調べてみたいというふうに思っております。

高見澤委員 以上で結構です。

清水委員 どうも御苦勞様でございます。一つお聞きいたしますけれども、平成15年、一応資料によりますと平成15年10月29日から現在まで代理者ということになっているわけですが。この間、田中知事とこの、いわゆるしなやか会の役職について、何らかの話、またはそういった関係の会話はございましたでしょうか。

塚田証人 全くありません。

清水委員 では、いわゆるしなやか会のこの職務に関する以外のことでは、何回か田中知事とは接触をされていますでしょうか。

塚田証人 私、長野県商工会議所連合会の専務理事もしております、小規模事業のいろいろな税制制度につきまして、陳情にお邪魔してお話をしたのが多分2、3回ございます。

清水委員 くだいようですが、その折この話、ないしはしなやか会の関係についてのいわゆる依頼というか、話はなかったというふうに解釈してよろしいのでしょうか。

塚田証人 陳情なりお願い、要望書を持ってお邪魔したときには、行政の方も同席していることが多くて、そういうお話をした記憶は全くございません。

清水委員 ではそれを除いた私的なところでお会いしていることはないということでもよろしいでしょうか。

塚田証人 ありません。

清水委員 結構です。

倉田委員 御苦勞様でございます。私の方からは少し田中知事との関係について、お聞かせをいただきたいというふうに思います。そういう点では、今も証人みずからおっしゃったように、証人は商工会議所の専務理事をされておまして、小規模店の問題で知事に陳情されたというようなお話もあったわけですが。そういう点で言うと、例えば知事とこれらの問題について、個別にお話をされたというような経過はございますか。

塚田証人 個別に話をしたことはありません。その件で1対1で会ったこともございません。

倉田委員 それではちょっとメールか何かでお話をしたことはありますか。

塚田証人 お話ではないんですが、こういうことをお願いに上がりたいというメールを打ったことが1度か2度あると思います。

倉田委員 ちょっとそういうメールが私の手元にありますので、これはそういう形でメールが出されたんだなというふうに思っております。2003年9月3日だと思いますけれども、メールでこれから陳情に行かれると、よってはぜひ、御存知のように昨年から、経済団体の経営指導員の補助金は経営指導員の数に応じた人件費補助から、事業所の数に応じた配分に変わったと。新基準から計算すると小さな経済団体では補助率が3分の1に激変すると予想される場所もあり、生首をとられるとパニックになっている団体も出ておりますと。経済団体の長として激変緩和をお願いに上がらざるを得ないことになるとは思います。知事あての陳情書または要望書は商工部に持参する形でおさめ、一部の過激派がいる県議会への陳情や真正面のアピールはやらないことでおさめるつもりであります。方向としては、新方針は正しいと私も仁科も現在認識しておりますけれども、若干の時間の猶予をちょうだいできればありがたいと思っておりますというメールが行かれているんですけども、これメールのことですからあれでございますけれども。

基本的に言ってみれば、知事との関係で言いますと、そういうような問題を個別にメールで応答するような、言ってみれば関係であったのか、この辺について、ちょっとお聞きをしたいと思っております。

塚田証人 これは、非常に当時はそれぞれの経済団体の中で意見が割れておりまして、特に今のやり方につきましては、全国的には今こういう状況になってきておりますが、当時は非常に知事が打ち出した方針は過激であるということで。例えばもうそのときは多分1階の知事室へ陳情に行くような形で、カメラが入ったりするというような話になると思ったものですから、基本的に大騒ぎにならないうちに、できれば私はある程度の猶予期間をいただくような陳情をお願いしたいという意味で打ちました。特にやりとりという、知事の方からそれについて返事が来たかどうかについてはちょっと覚えておりませんが、そういう状況でございます。

倉田委員 そういう点では、そういう、ほかにも若干メールを保持しておりますけれども、いづれにしても知事とは普通の、普通といったは失礼ですかね、関連ではなかったような気が私はしたものでちょっと尋問をさせていただきました。それで、そういう点で言うと、田中知事と塚田証人は、言ってみればお二人なり、あるいは仁科会頭を交えて懇談をするような機会をお持ちになったかどうか、お聞かせをいただきたいと思っております。

塚田証人 若干、知事になられたあと、いろいろなことで、当時の茅野さん、それから仁科会頭、まずいいんじゃないかと。言葉は悪いかもしれませんが、知事に少し御意見を申し上げた方がいいのではないかとということで、知事室にお邪魔をして、お昼のときに仁科会頭と私と知事で、だれかほかの県の職員の方がいたと思っております、会ったことがあります。

倉田委員 わかりました。それでは最後に、先ほどから何回も出ておりますけれども、職務代理人になったことも覚えていなかったということは、再三、今、証言されておりますけれども、今までのさまざまな報道を見られたり、そして実際に会計には携わっていなかったことは今御証言されたとおりで、17年になってから先ほど山根証人は厳正にやるんだというふうに証言をされましたけれども。現在のお立場上、今、しなやか会がいろいろこう、そういうものについて支払っていたということについて、どう思っているか、もう一度お聞かせをいただきたいと思います。

塚田証人 どういう状況で支出されたかがわからないものですから、いい悪いの判断はできませんが、こういう問題になったということについては、まことに残念であるなというふうに思っております。

服部委員 塚田証人、御苦勞様でございます。先ほどメールの件で、知事へどういうメールの内容かは、今、倉田委員も塚田証人が打っただけのものをお話ししましたけど、先ほどメールを2、3度打った覚えがあるというお話をされました。御証言されました。その内容についてお話しいただけますか。今の倉田委員の内容と同じですか。ほかのことがございましたら、御証言いただきたいと思います。

塚田証人 本当に私は、メールは結構消してしまうので残っておりませんし、記憶にはあまりないんですが。今、読んでいただいたメールについては、ああそういうメールをしたなというふうに今思い出しました。それからもう一つ、内容について覚えているものは、若干こういうのはまずいんじゃないでしょうかという御意見を申し上げるメールを打ったことがあります。私は頻繁にやりとりをしているというようなことはなくて、もしそちらにメールのコピーなり何なりがあるとしましても、多分2つとか3つくらいではないかと。自分の記憶の中でそうでございますから、そう考えております。

服部委員 わかりました。それからもう一つ、会計責任者の職務代理人、14年6月28日から15年10月29日までは吉田聡一郎氏が職務代理人をやっているんですね。そのあと全く同じ日付で引き継いでいるわけですよ。10月29日から現在まで塚田証人が職務代理人を引き継いでいるとこういう格好になっています。ですから吉田聡一郎氏からこの職務代理人のお仕事を、会計責任者の、引き継いだ覚えはあるわけですよ。それでその内容は会計責任者の職務代理人、これについてありますか。

塚田証人 先ほども申し上げましたけれども、明確にその日に職務代理人ですか、引き継いだという記憶はありません。それから今考えている中では、吉田聡一郎さんをお願いされた記憶もございません。どういうわけで同じ日になっているかについては、ちょっとわかりません。

小林委員長 ほかにございますか。いいですね。

以上で塚田國之証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、大変お忙しい中、御都合いただきましてお越しいただきましたことに対しまして、心から御礼を申し上げる次第でございます。ありがとうございました。御退席されて結構でございます。

[塚田証人 退席]

本日、出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了いたしました。ここで1時間の休憩に入ります。

休憩時刻 午後1時58分

再開時刻 午後3時

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。「提出を希望する記録の一覧表」の提出がありましたので、会派から順次発言願います。

鈴木委員 住基ネット侵入実験の対象市町村が阿智村、下諏訪町、波田町であります。この3町村に住基ネット侵入実験の際、出張等に利用したと思われる公用車の運行記録及び運転者氏名等を提示願います。それから、関連して阿智村、下諏訪町、波田町における住基ネット侵入実験の際、実験に立会った町及び村職員の氏名、並びに立会った職員が上司等に立会いの結果等を報告した報告書をいただきたいと思えます。

小林委員長 ただいま要求がありました記録について、いかがいたしましょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、記録の請求を提案どおりさせていただきます。ほかにございますか。

竹内委員 請求先はしなやかな信州をはぐくむ会ですが、本日、山根敏郎証人が提出することを約束していただきました県職員や各種審議会委員が飲食した経費を「しなやかな信州をはぐくむ会」に返還した者の氏名、金額、返済日時、対象となる会合が分かる記録の提出をお願いします。次に、請求先が阿部守一元副知事になりますが、山根敏郎証人から本日出された資料に記載されている、阿部守一氏がしなやかな信州をはぐくむ会に返済したとされる80,000円の内訳。対象の会合の日時や会合の内容が分かる記録の2点をお願いします。

小林委員長 ただいま2点の記録要求がございましたが、委員会として要求するにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、記録の提出要求といたします。

ただいま出されました4点の記録になるかと思いますが、知事等に対し、しなやかな信州をはぐくむ会に対し、11月25日（金）までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、百条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りいたします。次回は11月28日（月）又は12月2日（金）に予定しておりますが、いかがいたしましょうか。

鈴木委員 宮尾元総務部長、岡部元市町村課まちづくり支援室長、松林元情報政策課長、体調さえ良ければ西泉さんの後任の藤澤元市町村課長、住基ネット侵入実験に同行したと思われる宮津元政策チーム職員、本人確認情報保護審議会の不破会長に出頭をお願いしたいと思います。

小林委員長 これは、第4の住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項に関連してですね。今、提案のありました方々に出頭要求をするということではいかがですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは、さよう決定いたしました。

今の発言の中で体調さえ良ければという方もおりましたが、これらも考慮させていただきます。ほかにございますか。

小池委員 第3の県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項に関連して、当時の教育次長の杉本氏、教育委員会におりました職員で山岸氏、(株)長野舞台のおはなしパケット号の購入に関しての担当者の3名をお願いいたします。

小林委員長 ただいまの3名であります。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

清水委員 3番の県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項についてお願いしたいのですが、元教育長の瀬良さんと今お話のありました教育次長の杉本さんが見えになります。一般の方ですので、できれば一緒に稲荷山養護学校のことでお聞きしたいのでよろしく申し上げます。

小林委員長 いかがですか。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

柳田委員 現在の田山農政部長（元企画局長）並びに穂苅会長（しなやかな信州をはぐくむ

会)が今日、来れなかったので引き続きお願いをさせていただきたい。

小林委員長 3の問題ですね。ただいまのご提案よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

宮澤副委員長 この前、後援会でいろいろなことがあるのは、正副委員長に一任していただくということがありましたけれども、今日の段階では民間人の方でございますので、日程的なことは正副委員長に一任させていただきますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

小林委員長 今、出頭要求のありました方々については、出頭日時等は民間の方も含まれておりますので、正副委員長に御一任いただいて、前後する、順序不同になる、いろいろあるかと思いますが、御一任をいただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、御一任していただいたということで、こちらで先方のご都合を聞いて決定してまいりたいと思っております。

ほかに御発言がありますか。

(「なし」という声あり)

次回委員会は、11月28日(月)午前9時から協議会を開催した後、引き続き午前10時から委員会を開催し、証人尋問を行います。

この際、特に御発言がありますか。

(「なし」という声あり)

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後3時10分